

おり、大きな効果が出ているものと思います。

ただ、昨今の教育現場では、多くの臨時・非常勤職員に依存している面もあることもこれもまた問題ではありますが、財政負担の心配はあるものの陳情の内容には賛同できる部分が多く、よって、全会一致で採択すべきものと意見の一致を見たところでありませぬ。

以上、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの松岡教育民生常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第24、発議第5号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 資料の17ページご覧ください。

発議第5号

平成25年3月7日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	松岡清悦
賛成者	同上	皆川鉄也
〃	〃	見上政子
〃	〃	阿部栄悦
〃	〃	芦崎達美

「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由です。「陳情第12号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第25、陳情第13号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書を議題とします。

本件については12月議会定例会で委員会付託となっておりましたので、教育民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。松岡教育民生常任委員会委員長。

○教育民生常任委員会委員長（松岡清悦君） 昨年の12月議会定例会において当常任委員会に付託された、秋田県社会保障推進協議会からの陳情第13号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書の取り扱いについて、3月1日の教育民生常任委員会において協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本案は、昨今話題となっている生活保護制度のことであるが、年々増加する一方の生活保護世帯と保護費は、今や国の大きな課題となっております。低所得層と比較して生活保護世帯の方が高いなどの理由もあって、基準の引き下げが検討されております。しかし生活保護費受給世帯の生活は、個々の違いがあるもののほとんどが仕事への意欲も見られず、だからといって遊興にそれを充てているということでもないようです。一般的には、支給された範囲でどうにか生活している状態だと認識をしております。ここで生活保護基準が引き下げられるということは、今までの国の姿勢の方向転換であり、国

の責務である生活の最低保障を脅かすことになりかねません。

よって、保護基準の引き下げをしないことには全会一致で賛成であるものの、現在の生活保護の実態は、一部に不正な受給を受けている者がいることから疑問を持たざるを得ず、こうした不正受給の一扫と生活保護を受けなくてはならない人を助けるための本来の制度に戻すとともに、生活再建のために受給者が仕事に就けるような指導体制や現物支給などを含む、受給者の自立支援の強化を望み、要望にある3つの項目の中に1つ、4番として項目をつける、この4番は「生活保護の不正受給をなくし、受給者の自立支援の強化を図る」という1項を加えた内容とすることにいたしましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの松岡教育民生常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

生保受給者の中には、不正受給、パチンコ等への浪費情報がある中で、兵庫県小野市では受給者の情報を求める福祉給付制度適正化条例案を市議会に提案いたしました。そうした動きが行政にある中での生活保護基準の引き下げに安易に反対するのではなく、不正受給と受給から漏れている困窮状態にある要保護者の精査も今一度必要があるのではないかという思いから、反対討論といたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私は、この国の生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情に賛成をいたします。

不正受給のことは言われましたけれども、今、委員長の方から意見書の方にもいろいろ述べておりますので、このことは割愛いたしますけれども、この最低基準を引き下げられることによって就学援助や、町の条例でいろいろ決められている税の負担軽減、これらも全部影響してきます。ということは非課税世帯が少なくなってしまうとか、それがまた保育料にも影響してきます。この生活保護を引き下げるということは最低生活基準、これも引き下げられるということになります。最低生活というのは、60歳代で1人

当たり食費 3 万 5,000 円、光熱費 2 万 5,000 円、6 万円前後です。冬期間、灯油代が 1 万 5,000～6,000 円くらい入りますけれども、こういう中で最低の生活をしているわけです。その中から年金が 3 万 5,000 円あれば差額の 2 万 5,000 円が最低生活として認められるということがあります。これを決めるに当たっては、福祉事務所の方からかなりの調査を受けます。定期的に訪問もあります。不正受給のことは、職員が不足だったり、職員体制がいろいろ問題あったと思うんですけれども、八峰町においては本当に再三訪問を受けて、それで就労の指導も受けます。そういう意味でも就労に対する意欲をわかせるようなこういう指導もしております。

陳情項目にもありますけれども、老齢加算を復活することや生活保護の引き下げをしないこと、そしてこれを憲法で保障されている文化的で最低限度の生活を保障する意味でも、これは国が 100% 負担するべきである。こういうことを私は述べまして、この陳情に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第 13 号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、本案は採択されました。

日程第 26、発議第 6 号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 配付資料の 21 ページご覧ください。

発議第 6 号

平成 25 年 3 月 7 日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	松岡清悦
賛成者	同上	皆川鉄也
〃	〃	見上政子
〃	〃	阿部栄悦

国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書の
提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由。「陳情第13号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第27、陳情第14号、最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情書を議題とします。

本件について12月議会定例会で委員会付託となっておりましたので、教育民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。松岡教育民生常任委員会委員長。

○教育民生常任委員会委員長（松岡清悦君） 昨年の12月議会定例会において当常任委員会に付託されました、全日本年金者組合秋田県本部能代山本支部からの陳情第14号、最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情書の取り扱いについて、3月1日の教育民生常任委員会において協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

昨年の社会保障と税の一体改革の中で、消費税の増税によって社会保障を充実していくことが決定されました。

よって、本案の趣旨に沿うことはできないことから反対多数で不採択すべきものいたしましたので、報告いたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの松岡教育民生常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私も教育民生委員の一員としてこの審査の中で参加いたしましたけれども否決されましたので、賛成討論、最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情に賛成をいたします。

というのはですね、国民年金の場合、多くの人、80歳以上で3万5,000円か多くて4万円ではないでしょうか。80歳過ぎて少し厚生年金で働いたという人でも、大体、若干厚生年金が入って5万円前後だと思います。この中で生活している人がかなり高齢者の中でおります。最低生活費というのは冬期間を含めると7万5,000円前後ですけれども、そうすると、ほとんどの人が生活保護受給者になってしまいます。国はそういうことで最低保障年金制度を上げるか、生保受給者を多くするかということですが、ただその生活保護が非常に高齢者を含めて多くなっているということで、今これの規制が始められていますけれども、これを消費税にもっていかうとしております。

消費税というのは、先ほども言いましたけれども低所得者に重くのしかかり、富裕者には軽い制度であります。そして、消費税を上げることによって購買力が非常に低下します。

それを消費税に頼らないでどうするかということですが、富裕層から優遇措置をやめる、それから大企業の内部留保、これもたくさん留保しておるので、経済学者の中でも、私、朝、ラジオ、NHKのラジオ聞いても、やっぱり経済学者のほとんど人たちはこの内部留保をやめて社会保障に回すべきだということを言っております。そして思いやり予算、これも非常に多額であります。政党助成金もそうです。公共事業もまた今復活してきました。

そういう意味で、こういうふうなところを切り詰めることによって消費税に頼らなくとも社会保障制度を充実することができるということで、私はこの陳情に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は本陳情に反対の立場から討論に参加をいたしたいと思います。

我が国、経済の動向は極めて不透明でありますし、これらによって求めるべき財源が見当たらないのが現状であります。先に国で決定をされました消費税導入は、社会保障制度財源の貴重なものと判断をいたしております。先に総務常任委員会でも消費税の増税は致し方ないということで不採択をいたしております関係上、ここの最低保障年金制度等の社会保障制度を充実させるためにも、本陳情には反対をいたします。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案について採択することに賛成の方、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。したがって、本案は不採択とされました。

日程第28、陳情第15号、地域経済の雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

本件については12月議会定例会で委員会付託となっておりましたので、総務常任委員会委員長より審査の経緯と結果についてご報告を求めます。丸山総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（丸山あつ子さん） 昨年の12月議会定例会において当常任委員会に付託された、連合秋田能代地域協議会からの陳情第15号、地域経済の雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書の取り扱いについて、3月1日の総務常任委員会において協議しましたので、その結果についてご報告いたします。

本案は、私ども地方自治体の課題である地域の活性化、雇用の確保、そして地方財政の強化を求めるものであり、地域経済が衰退する中、行政の役割だけは広く大きくなっています。そのため、地方財政の強化は不可欠であり、陳情の趣旨はよく理解できるものであります。

よって、全会一致で採択とすべきものとの意見の一致を見たところであります。

以上のとおり、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの丸山総務常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。お諮りします。本案について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第29、発議第7号、地域経済の雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) 配付資料の25ページをご覧ください。

発議第7号

平成25年3月7日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	丸山あつ子
賛成者	同上	山本優人
〃	〃	福司憲友
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

地域経済の雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める

意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由です。「陳情第15号 地域経済の雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

○議長(須藤正人君) 質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

.....
午前11時06分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第30、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第31、陳情第2号、協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

次回本会議は、3月13日水曜日午前10時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でございました。

午前11時08分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 5番 門 脇 直 樹

同 署名議員 6番 腰 山 良 悦

同 署名議員 7番 皆 川 鉄 也